

方向性 3	家庭や地域における教育・保育の充実を図ります。
--------------	--------------------------------

【指標 5】 家庭や地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりの促進を目指します。

目 標 指 標	基準年度 (R4)	目標年度 (R9)
家庭教育サポート企業が教育委員会等と連携して家庭教育支援（子育て環境づくり等）を行う市町村の割合	6.7%	54%

方向性 4	幼児教育の振興を支える体制づくりを進めます。
--------------	-------------------------------

【指標 6】 各地域における幼児教育関係者の連携強化を目指します。

目 標 指 標	基準年度 (R3)	目標年度 (R9)
域内の幼児教育施設と小学校等及び市町村（首長部局・教育委員会）が、幼小連携・接続の方向性を協議し共有する会議体など連携の機会を設定している市町村の割合	48.3%	100%

4 推進体制

(1) 主な教育主体の役割

ア 北海道

- ◇ 知事部局、教育委員会及び関係機関等が連携し、道内の諸課題の解決を図ります。
特に、広域な本道において、いずれの地域・施設においても質の高い教育が提供されるよう、保育者の研修及び助言体制の整備、並びに幼児教育に関する施策の一層の充実のための調査研究等を行います。
- ◇ 本方針をはじめ、幼児教育に関わる理解促進のための情報発信等を行います。

イ 市町村

- ◇ 首長部局、教育委員会及び関係機関等の連携により、自治体内の諸課題を解決していくことが求められます。
- ◇ 自治体内の幼児教育施設や小学校と合同の研修、引継ぎ体制など、小学校教育への円滑な接続のための仕組みづくりが求められます。
- ◇ 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策が求められます。

ウ 幼児教育施設

- ◇ 要領・指針等に基づいた教育課程等の編成と計画的なカリキュラム・マネジメントを確立し、質の高い教育の提供が求められます。
- ◇ 評価を通じて園運営の改善に努めるとともに、園内研修及び園外研修を積極的かつ計画的に行い、保育者の専門性の向上を図ることが求められます。

エ 小学校、特別支援学校

- ◇ 教育課程の編成に当たっては、小学校学習指導要領等に基づいた、学校段階間及び幼稚部・小学部段階間の接続が求められます。
- ◇ 幼児教育施設との連携・接続の一層の強化が求められます。

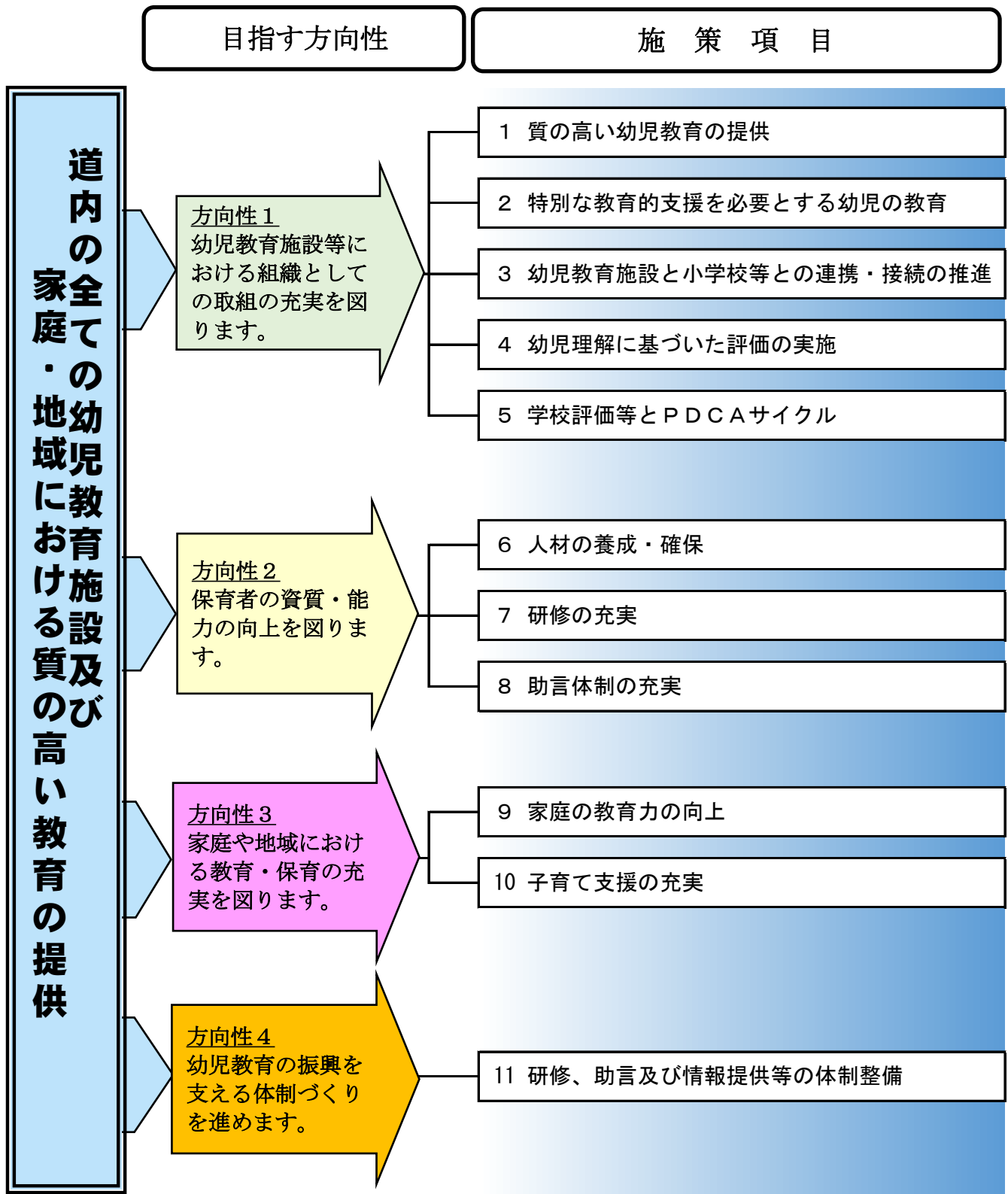
オ 地域、家庭

- ◇ 保育者の養成機関のほか、PTAや社会教育関係団体をはじめ地域住民が、保護者や保育者の教育を支えるとともに、幼児や保護者が地域とつながりを持つことができるよう地域における取組の充実が求められます。
- ◇ 保護者は、子の教育について第一義的責任を有しています。保護者には、子どもたちが生活のために必要な習慣を身に付けることや、子どもたちの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

(2) 関係団体等との連携

本方針に掲げる各施策の推進に当たっては、北海道幼児教育推進協議会からの助言等を踏まえるとともに、関係団体等と緊密に連携を図りながら、適切に実施します。

5 施策体系



施策項目1 質の高い幼児教育の提供

現状と課題

- 幼児教育において育みたい資質・能力は、幼児の自発的な活動である遊びを通しての総合的な指導の中で、一体的に育てていくものであり、教育内容等の改善を通じて更に充実を図り、小学校等以降の学びにつなげていくことが求められている。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら社会に開かれた教育課程を編成し、組織的かつ計画的に幼児教育施設における教育の質の向上を図ること（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）が求められている。

目指す姿

- ◆ 要領・指針等の趣旨及び内容への理解が深まり、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会など教育活動が充実。
- ◆ 幼児教育の質に関する認識の共有を通じて関係機関等との連携が深まるとともに、地域の教育資源の活用等により、教育活動が一層充実。
- ◆ 幼児の姿や地域の実情等を踏まえつつ、様々な課題に的確に対応するため、幼児教育の内容・方法の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントを確立。

施策の展開

1 幼児教育において育みたい資質・能力の育成

【道・道教委の取組】

- ・ 市町村や幼児教育施設等への優れた実践事例を含めた情報提供、保育者への研修の実施により、要領・指針等の趣旨や内容の理解を促進します。
- ・ 交通安全教育、防災教育、自然体験活動など様々な取組において、関係機関等との連携や地域の教育資源の活用等により、教育活動が一層充実するよう促します。

【市町村・市町村教委に求められること】

- ・ 研修等を通じた保育者の幼児教育に対する理解や実践力の向上に対する支援。
- ・ 幼児教育施設における教育活動の一層の充実のため、小学校をはじめ関係機関等との連携や地域の教育資源の活用等に対する支援。

【幼児教育施設に求められること】

- ・ 要領・指針等の趣旨を踏まえ遊びを通じた総合的な指導を通じた教育実践の充実。
- ・ 教育活動の一層の充実のため、小学校や関係機関等との一層の連携や地域の教育資源の活用等。

2 カリキュラム・マネジメントの確立

【道・道教委の取組】

- ・ 市町村や幼児教育施設等への優れた実践事例を含めた情報提供、保育者への研修の実施により、要領・指針等の趣旨を踏まえ、地域や施設の特徴を生かした教育課程等の適切な編成・実施及び各幼児教育施設のカリキュラム・マネジメントを促します。

【市町村・市町村教委に求められること】

- ・ 市町村主催の研修や管内の幼児教育施設の園内研修の促進を通じた教育課程等の適切な編成・実施のための情報提供等。

【幼児教育施設に求められること】

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校等の学びを念頭に置きながら、幼児の心身の調和の取れた発達を促すための教育課程等の編成・実施。

施策項目 2 特別な教育的支援を必要とする幼児の教育

現状と課題

- 幼児教育施設における特別支援教育の充実のため、全ての保育者が特別支援教育に関する知識・技能等を身に付けるための研修機会の確保や、研修内容の充実が求められている。
- 地域の保健福祉等の関係機関や特別支援学校等との連携による「個別の教育支援計画」を作成・活用した入園前から卒園後までの切れ目のない一貫した指導や支援を行う体制の構築が求められている。
- 特別な配慮を必要とする子どもやその保護者については、一人一人に応じたきめ細かな支援を受けられるような相談・支援体制の整備・充実を図る必要がある。

目指す姿

- ◆ 幼児教育施設で特別支援教育に取り組む体制の構築や、園内研修の充実、園外研修への計画的な参加。
- ◆ 「個別の教育支援計画」等の作成・活用の推進を図るとともに、関係機関との情報共有や連携の強化。
- ◆ 関係機関の連携による地域の教育相談・支援体制の構築のほか、医療分野等との連携、早期からの教育相談等の充実、教育課程等の工夫改善のための指導資料の発行等の取組。

(注) 特別支援学校幼稚部に在籍する幼児の教育については、「特別支援教育に関する基本方針」による。また、児童発達支援センター等における支援は、「児童発達支援ガイドライン」による。本項目では、幼児教育施設における特別な配慮が必要な子どもに対する教育・保育を中心に扱う。